

三好市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく生きる社会を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) L G B T Q + 性的指向が異性愛のみでない者、性自認が戸籍上の性と異なる者又は自身の性を認識していない者等をいう。
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓 パートナーシップにある2人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを市長に宣誓することをいう。この場合において、当該パートナーの一方又は双方に、生計を同一とする未成年の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）がおり、かつ、当該子の氏名を第4条に規定する宣誓書に記載するときは、当該パートナーが当該子に対して愛情をもって養育することを宣誓することを含むものとする。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をすることができる者は、パートナーシップにある2人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が本市に住所を有していること。
- (3) 一方又は双方が、L G B T Q + であること。
- (4) 双方に配偶者がいないこと又は双方とも他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていないこと。
- (5) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。
- (6) 次条に規定する宣誓書に未成年の子の氏名を記載する場合は、当該子がパートナーシップにある者の一方の子であり、かつ、生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 前条各号の要件を満たすことがわかる戸籍抄本。ただし、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者の一方又は双方が外国籍である場合は、戸籍抄本に代わり、外国の官憲の発行する婚姻要件具備証明書等並びに当該書類に係る日本語の翻訳文の提出を求めるものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、本人であることを

明らかにするために、宣誓書を提出する際に、次に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

(1) 運転免許証、旅券、個人番号カードその他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が表示されたもの

(2) 前号に掲げるものに準ずるものとして市長が認める書類

- 3 宣誓書は、市長が指名する者の面前において、宣誓しようとする者の双方及び15歳以上の未成年の子について当該子の氏名を宣誓書に記載するときは、当該子がそろって自ら記入しなければならない。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆によることができる。

(通称名の使用)

第5条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名（戸籍に記載された氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの。以下同じ。）に代えて当該氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く使用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称名を使用する者は、宣誓書を提出する際に、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することができる書類を提示しなければならない。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓書を受領し、当該宣誓者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下「カード」という。）及び宣誓書の写しを交付するものとする。

- 2 前条第1項の規定により通称名を使用しているときは、当該通称名及び戸籍に記載された氏名を受領証及びカードに記載するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 受領証及びカード（以下「受領証等」という。）の交付を受けた者から、当該受領証等を紛失又は汚損等を理由にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）の提出があった場合には、受領証等を再交付するものとする。

(宣誓書記載事項等の変更)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届出書（様式第5号。以下「記載事項変更届」という。）に当該変更内容がわかる書類を添付し、届け出なければならない。

- (1) 宣誓書から当該子の氏名を削除するとき。
(2) 宣誓者の氏名の変更があったとき。
(3) 宣誓者が市内で転居したとき。
(4) 宣誓書に記載した子が成年に達したとき。

- 2 市長は、第1項の理由による記載事項変更届の提出を受けた場合は、受領証等を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、パートナーシップを解消しようとするときは、パートナーシップ・フ

ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第6号）に交付を受けた受領証等を添えて、市長に届け出なければならない。

（子の氏名の削除）

第10条 宣誓書に氏名を記載された子は、満15歳に達した日以降に、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第7号。）以下「申立書」という。）を提出することにより、受領証等から当該子の氏名を削除するよう申立てすることができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定により申立書の提出をした者について準用する。

3 市長は、第1項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対し、当該子の氏名を削除した受領証等を交付するものとする。

（無効となる宣誓）

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

（1）宣誓書の内容に虚偽があった場合

（2）第3条各号に掲げる要件に該当しなくなった場合

2 前項の規定により無効となった宣誓に係る宣誓者は、受領証等を返還しなければならない。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。